第３回

福島市地域クラブ活動推進協議会

令和８年２月６日（金）

第１回アンケートの一部修正

●教職員アンケートの対象者数及び回答率に誤記あり

・対象者数　　（誤）７４４人　　（正）４６３人

・回答率　　（誤）４０.３％　　（正）６４.８％

部活動地域展開に関するアンケート調査結果概要

福島市教育員会

１　アンケートの目的

部活動の地域展開を推進するため、学校部活動や地域クラブ活動の実態、それらに対する意識、考え等を把握する。

２　調査期間

令和７年５月１６日（金）～令和７年５月３０日（金）

３ アンケートの対象及び回答方法

対象	回答方法	対象数（全数）	回答数（件）	回答率
市立小学校・義務教育学校に在籍する５・６年生児童	アンケートフォーム（WEB）による回答	４１８４人	４００１人（件）	９５．６%
市立中学校・義務教育学校に在籍する１（７）・２（８）年生生徒		３８３１人	３２８３人（件）	８５.６%
市立中学校・義務教育学校に在籍する１（７）・２（８）年生生徒の保護者			１５８２人（件）	
○市立中学校・義務教育学校に勤務する教職員		４６３人	３００人（件）	６４．８%

市ホームページ等での公開状況

○第２回福島市地域クラブ活動推進協議会

・資料
・議事録

○ふくしま市部活動地域展開通信

「子どもの時間Ｒｅ・デザイン」第１・２号の発行
・市立学校を通し、保護者に配信
・市ホームページで公開

ふくしま型地域クラブ活動～子どもの時間Re・デザイン～

地域指導者（教職員含）
見守りｻﾎﾟｰﾀｰ（教職員含）
学生ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
※教職員：兼職兼業

登録申請
研修案内・登録

福島市×福島市教委
地域クラブ活動運営統括サポートセンター
地域展開コーディネーター

連　携

各種競技・文化団体
市スポーツ協会
スクールサポート企業
関係各課
福島市スポーツ振興公社
福島市振興公社
市内学習センター
民間事業者
等…

半定支援

申請

活動支援
○学校施設の優先的利用
○指導者・見守りｻﾎﾟｰﾀｰ紹介
○ポータルサイトへの掲載
○指導者向け研修の実施
○サポート企業等の紹介　等

ポータルサイト運営
情報の一元化
市認定地域クラブ紹介

週末合同練習会等の開催

体験型イベント企画

学校部活動では体験できない活動を！

（新規立上げ）
地域クラブ活動

市認定
地域クラブ活動
★国の認定要件を満たしたクラブ

連携

学校

～子どもの時間Re・デザイン～

情報収集

STEP. 1
休日の過ごし方を自由に選択できるようにする

民間クラブ
その他クラブ
趣味や学習

部活動指導員の拡充
部活動（学校教育の一環）
月　火　水　木　金

地域クラブ（社会教育）
土　日

※土日について、学校部活動でなければ参加できない大会の場合は、校長の許可のもと学校部活動として大会参加

STEP. 2
休日に加え、平日放課後の過ごし方も自由に選択できるようにする。

【学校部活動のRe・デザイン】
・活動目的や内容、時間、日数等の検討
・生徒の自主的・自発的な参加による部活動の推進

地域全体での持続可能な多世代スポーツ・文化芸術活動環境の構築

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月　文部科学省）

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成）

令和８年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**

※公立中学校等が主な対象（「Ⅳ　学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

Ⅰ　部活動改革の基本的な考え方・方向性

1　改革の理念
2　取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
3　改革の方向性
（１）基本的方針
（２）改革期間及び取組方針（休日・平日）
（３）留意事項

Ⅱ　地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1　地域クラブ活動の在り方
2　地域クラブ活動に関する認定制度　※詳細は別冊資料①を参照
（１）趣旨
（２）想定される認定の効果
（３）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
（４）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

Ⅲ　地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1　推進体制の整備
（１）地方公共団体における体制整備
（２）国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
（３）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
（４）関係団体等・大学・民間企業との連携
2　各種課題への対応
（１）運営団体・実施主体の整備等　（２）指導者の確保・育成
（３）活動場所の確保　（４）活動場所への移動手段の確保
（５）生徒の安全・安心の確保　（６）障害のある生徒の活動機会の確保
3　生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

Ⅳ　学校部活動の在り方

1　適切な運営のための体制整備
（１）学校部活動に関する方針の策定等　（２）指導・運営に係る体制の構築
2　適切な指導及び安全・安心の確保
（１）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
（２）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
（３）競技ごとの指導手引きの普及・活用
3　適切な活動時間・休養日等の設定
4　生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

Ⅴ　大会・コンクールの在り方

1　生徒の大会等の参加機会の確保
2　大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
（１）大会等への参加の引率　（２）大会等の運営への従事
3　生徒の大会等の安全確保
4　全国大会をはじめとする大会等の在り方

Ⅵ　関連する制度の在り方

1　教師等の兼職兼業
2　教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
3　高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
②部活動の地域展開等に関する参考資料

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月　文部科学省）

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

改革期間

令和５年度～７年度	【中間評価】	
「改革推進期間」 →	令和８年度～10年度 「改革実行期間」（前期）	令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）

取組方針

- **休日**：**改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現**を目指す
  ※現時点で着手していない地方公共団体においても、**前期の間に確実に休日の地域展開等に着手**
  （中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）
- **平日**：**各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進**（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

認定制度

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、**国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み**を構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」　**【想定される認定の効果】**公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内）/ 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/ 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/ 安全確保 / 学校等との連携

地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- **推進体制**：国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等
- **各種課題への対応**：①運営団体・実施主体の体制整備等　②指導者の確保・育成　③活動場所の確保(学校施設の有効活用等)　④移動手段の確保　⑤生徒の安全確保　⑥障害のある生徒の活動機会の確保　※６項目について具体的な取組内容等を整理
- **ニーズ反映・参画促進等**：生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等）/ 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定　●生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

大会等の在り方

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等）　●大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等）　●大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）

関連制度

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）
教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月　文部科学省）

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

●**国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定**を実施
●**地域クラブ側からの申請**を受け、**市区町村等において審査の上、認定**
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施

※国が示す認定要件に沿って、**市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動**については、**認定したものとみなす**
※**認定の有効期間**は、**最長３年間の範囲内**で、地域の実情に応じて**市区町村等において設定**

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内 ・週２日以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和８年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

①**生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供**
②**地域クラブ活動の運営等への公的支援**（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
③地域クラブ活動への従事を希望する**教師等の兼職兼業**　④生徒の**大会・コンクールへの円滑な参加**

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）別紙１「地域クラブ活動に関する認定制度における『2. 認定要件』の具体的な確認事項」

①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

＜確認事項＞

○　生徒※1の自主的・主体的な参加による活動※2であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

○　市区町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない

○　選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること※3

※１　中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※２　児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画・役割分担等の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※３　部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

出典：部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン　令和7年12月　文部科学省

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）
別紙１「地域クラブ活動に関する認定制度における『2. 認定要件』の具体的な確認事項」

②適切な活動時間や休養日が設定されていること

＜確認事項＞

○　生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週２日以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※1

○　年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※１　例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも１日以上の休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、週２日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週３日以内に抑えつつ休日に２日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を 11 時間程度の範囲内とする必要がある。

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

＜確認事項＞

○　国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

出典：部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン　令和7年12月　文部科学省

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）
別紙１「地域クラブ活動に関する認定制度における『2. 認定要件』の具体的な確認事項」

④適切な指導の実施体制が確保されていること

＜確認事項＞

○　地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること※1

○　市区町村等が定める研修を受講し、市区町村等に登録された指導人材が活動に携わること※2

○　持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※3

※１　日本版 DBS の活用を含めて、指導人材による不適切行為の防止を徹底。

※２　研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、別紙２を参照。

※３　複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市区町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

出典：部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン　令和7年12月　文部科学省

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）
別紙１「地域クラブ活動に関する認定制度における『2. 認定要件』の具体的な確認事項」

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

＜確認事項＞

○　生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること

○　市区町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること

○　保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと

○　参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

出典：部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン　令和7年12月　文部科学省

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）
別紙１「地域クラブ活動に関する認定制度における『2. 認定要件』の具体的な確認事項」

⑥適切な運営体制が確保されていること

＜確認事項＞

○　地域クラブ活動の実施主体等※1において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※2

- 団体の目的
- 役員（代表、副代表、会計、監事※3）の選任・解任に関すること
- 総会の運営など団体の意思決定に関すること
- 会員の入退会、参加費等に関すること
- 予算・決算の審議・承認に関すること

○　公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること

○　営利を主たる目的とせずに運営すること※4

○　大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※１　運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※２　日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。

※３　団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※４　地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられる。なお、市区町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市区町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

出典：部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン　令和7年12月　文部科学省

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）別紙１「地域クラブ活動に関する認定制度における『2. 認定要件』の具体的な確認事項」

⑦学校等との連携が適切に行われていること

＜確認事項＞

○　地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※1を生徒の在籍する中学校等と共有すること

○　生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※2

○　市区町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと

○　活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市区町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと

※１　平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※２　地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要になると考えられる。

出典：部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン　令和7年12月　文部科学省

地域クラブ活動の認定手続き

指導者

地域クラブ活動

指導者登録

・登録申請書（※１）
・誓約書（※１）

申　請

・誓約書兼申請書（※１）
・認定要件確認書（※１）
・規約又は会則等（※２）
・活動計画書　等

認　定

・**認定期間は最長３年間**
・**「福島市認定地域クラブ活動」**としてポータルサイトに掲載

地域クラブ活動運営統括サポートセンター

地域展開コーディネーター

審査

①研修受講案内　→　②受講確認　→　③登録(最長４年間)

審査

・申請内容確認
・（必要に応じて）ヒアリングや現地確認

【認定要件】

①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）
②適切な活動時間や休養日が設定されていること
③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
④適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）
⑤適切な安全確保の体制が確保されていること
⑥適切な運営体制が確保されていること
⑦学校等との連携が適切に行われていること

※１文科省作成のひな形あり
※２会則等のひな形はサポートセンターで作成予定

地域クラブ活動に関する認定制度における「経過措置」について

（５）経過措置

○　部活動の地域展開に新たに取り組む市区町村等のほか、独自に地域クラブ活動の認定や指定等の仕組みを整備・運用している市区町村等においても、本ガイドラインに示す認定要件及び認定手続等に沿った地域クラブ活動の認定制度の導入や準備等に当たり、特に、２．「認定要件」の**④「適切な指導の実施体制が確保されていること」**及び**⑥「適切な運営体制が確保されていること」などについては、地域クラブ活動が所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられる**ことから、**市区町村等が、当該地域クラブ活動の実施主体等に対して適切な指導助言等を行うことにより、原則として、令和８年度末まで※１に限り、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす**ことも可能とする。

※１　例えば、部活動の地域展開に新たに取り組む市区町村等において課題の検証等のために試行的に実施する場合など、**特別な事情がある場合は、改革実行期間の前期が終了する令和10年度末まで、認定を受けたものとみなすことも可能**とする。

出典：部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン　令和7年12月　文部科学省

④及び⑥の要件

→　１つの地域クラブに対し、**複数の指導人材、役員等が**必要となる

福島市として、令和１０年度２学期からの地域クラブ活動完全実施に向けた施行的実施として、**令和１０年度末まで経過措置としてのみなし認定**を行う。

認定地域クラブ活動と一般地域クラブ活動

認定地域クラブ活動

認定要件クリア（みなし認定含む）

〇ポータルサイトへのクラブ情報掲載

〇学校施設の優先的利用

〇サポート企業紹介
（サポート企業がある場合）

〇教員の兼職兼業の積極的許可

〇中体連大会における「自治体承認」　　等

一般地域クラブ活動

〇ポータルサイトへのクラブ情報掲載

〇教員の兼職兼業の許可

【実施主体例】

- スポーツ少年団
- クラブチーム
- 保護者会
- 民間事業者
- 競技団体
- 文化団体
- 大学
- その他

地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例

項目	地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例	研修メニュー例
①総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
②基本姿勢・服務規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止
		生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止
		生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）
③生徒への指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等
		生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等）
		生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導
		女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④安全管理・事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導
		事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等）
		事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
⑤保護者や学校との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等
		生徒が在籍する中学校等との連携

出典：部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン　令和7年12月　文部科学省

パッケージ化されたオンデマンド研修等により、いつでも研修ができるような環境整備

研修の免除（案）

① 過去５年以内に中学校での勤務実績があり、かつ当該種目等の部活動指導経験が１年以上ある方・・全項目免除
② ①以外の方で、当該種目等の公認指導者資格保有者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一部項目免除

今後のスケジュール（案）

改革推進期間（3年目）

改革実行期間（前期）

令和７年度

令和８年度

令和９年度

令和１０年度

２学期以降

推進計画策定・公表

ポータルサイト運用開始

地域クラブ活動完全実施

運営統括サポートセンター設置準備

認定地域クラブ活動・地域指導者　募集

準備が整った地域クラブから活動開始

競技団体・文化団体主催の週末合同練習会等

土日・祝日の学校部活動

R8.2学期～

R9.2学期～

R10.2学期～

第１土・日
部活動休養日
※大会参加を除く

第１土・日及び第３土・日
部活動休養日
※大会参加を除く

休日学校部活動終了（学校部活動でなければ参加できない大会の場合を除く）

土・日いずれかは休養日　活動時間３時間程度以内

大会日程等の関係で、第１・３土・日に部活動休養日を設定できない場合は、別週の土日に繰り替えることとし、確実に１月の中で休養日（令和８年度２学期以降月１回、令和９年度２学期以降月２回）を設定する。

令和８年度２学期以降の部活動休養日（基本設定日　案）

9 SEPTEMBER 2026

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10 OCTOBER 2026

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11 NOVEMBER 2026

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12 DECEMBER 2026

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1 JANUARY 2027

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2 FEBRUARY 2027

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3 MARCH 2027

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

今後の主な取組内容

○「福島市部活動地域展開・地域クラブ活動推進計画」の公表

・福島市ホームページへの掲載
・部活動地域展開通信「子どもの時間Ｒｅ･デザイン」による情報発信

○　認定地域クラブ活動の認定に関する要綱　制定

○　教員の兼職兼業の許可に関する要綱　制定

○　福島市地域クラブ活動運営統括サポートセンター・ポータルサイトの立ち上げ

・Googleサイトとして立ち上げ予定
・サポートセンターとしての機能を含め、地域クラブに関する情報をポータルサイトに集約。
・地域展開コーディネーターがサポートセンター業務を担う。

○　認定地域クラブ及び地域指導者・見守りサポーターの募集

・福島市ホームページ、市政だより、市公式SNS等